

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 27 日

地方厚生（支）局保険主管課 御中

厚生労働省保険局保険課

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払の規約変更の認可について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについては、平成19年1月10日保発第0110001号健康保険組合理事長宛厚生労働省保険局長通知等によりお示ししているところですが、この度、別紙の健康保険組合により、この通知に基づく規約変更の申請があり、前日付でトヨタ関連部品健康保険組合が、本日付で豊田自動織機健康保険組合とパナソニック健康保険組合が認可されましたので、御了知願います。

今後とも健康保険制度の推進に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

(別紙)

トヨタ関連部品健康保険組合
豊田自動織機健康保険組合
パナソニック健康保険組合